

令和4年度「子どもの冒険ひろば」

実施団体募集



募集期間：令和4年3月15日(火)～4月15日(金)必着



子どもの冒険ひろばとは？

地域住民が運営する、野外の自由な遊び場です。

兵庫県では、NPO 団体や青少年団体・グループと協働し、平成15年から県内各地で開設しています。幼児や小学生の参加者を中心に、公園や空き地などでの禁止事項をできるだけなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ということを基本に何でも自由な遊びができる場です。



応募の条件

兵庫県内に活動拠点を置くNPOや青少年団体・グループなどであって、次の要件を全て満たしているものとします。

- (1) 代表者及び主たる事務所を定めていること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 宗教または政治・営利活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと。
- (4) 業務を遂行する能力を有していること。
- (5) 常設ひろば(※)を 1箇所必ず開設 することとし、原則として、年間10回以上実施すること。
※あらかじめ定めた場所において開設し、原則として月1回以上実施
- (6) 主体的あるいは地域団体等とも協力し、臨時的に場所を確保し、冒険ひろばの開設に努めること。(＝出前ひろばの実施)
- (7) 青少年(中学生以上)の居場所づくりとしてのひろば(※)の開設に努めること
※青少年(中学生以上)を参加者、もしくはボランティアとして受け入れることにより、青少年の心身の健全育成のための居場所として実施するもの。
- (7) 現場運営を担うプレーリーダー(※)を必ず配置 すること。(※)裏面参照
- (8) 活動時には安全対策(感染症対策、熱中症対策)を必ず講じること。



募集団体数：概ね40団体



補助対象期間：

【新規団体】 補助金の交付決定日～令和5年2月28日

【前年度団体】 令和4年4月1日～令和5年2月28日



補助金額：

- ① 常設ひろばにおいて年間10回実施：15万円を上限に補助
補助額には、安全対策（感染症予防対策、熱中症予防対策等）に必要な経費補助（上限5万円）を含む
- ② 年間11回以上実施：10回を超える部分につき、1回1万円を上限に加算
- ③ 青少年の居場所づくりとしてのひろばの実施
：年間4回程度開催することとし、4万円（1回につき1万円）を上限に加算

※ ①、②、③の合計は30万円を上限とする。

※ ②、③についての実施は、常設・出前ひろばを区別しない。



補助対象経費

- ・謝金・旅費・需用費・役務費・使用料
- ・安全対策費（感染症予防対策、熱中症対策）

※食糧費（会議・活動での弁当代、食事代、お茶代等）、事務機器、日常のひろば活動で使用しない季節用品、10万円以上の物品購入、団体事務所の運営費（事務所経費）などは、対象外となります。



提出書類

※提出書類の様式は、兵庫県青少年本部のホームページからダウンロードできます。

<https://seishonen.or.jp/honbu/>

※応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。



応募手続

提出書類に必要な事項を記入の上、募集期間内に兵庫県青少年本部まで郵送または、持参で提出してください。郵送の場合は4月15日（金）必着でお願いします。



選考方法

青少年本部に設置する審査会において提出書類をもとに内容を審査し、補助団体を決定します。
決定は5月中を予定しています。



（※）プレーリーダーは、指導者ではなく、子どもたちの遊びや発想の“素材”を提供し、子どもたちの目線に立ってともに遊び、見守る人です。

プレーリーダーの役割は、道具類、遊具類の整備や素材の準備をはじめ、企画・運営や子どもがケガをした場合等の対処など多岐にわたります。

大人は子どもの遊びを規制しがちになりますが、そうした声と向き合ったりもします。子どもが自由な発想のもと遊べる環境を作り出す「子どもの冒険ひろば」に欠かせない存在です。

【問い合わせ先】

公益財団法人 兵庫県青少年本部 活動支援部 子どもの冒険ひろば担当
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館8階
TEL:078-891-7410 FAX:078-891-7418

